

7 薬務第 143076 号
令和 7 年 9 月 19 日

各麻薬診療施設の長 様
各麻薬研究施設の長 様

香川県健康福祉部長

麻薬の譲受及び譲渡に係る規定の遵守等について

本県の薬事行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、医療用麻薬等については、欧米諸国をはじめ世界的に乱用が問題となっていたり、譲受証の記載不備等に起因した誤納品事例が全国的に散見されてます。

つきましては、麻薬の譲受及び譲渡に係る規定の遵守等の徹底をお願いします。

記

- 1 麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、麻薬及び向精神薬取締法第32条第1項に基づき、麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。
- 2 別紙「麻薬譲受証 記載時の留意事項」を参考に、麻薬譲受証を作成し、麻薬卸売業者に交付してください。
- 3 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会の下に、下記事項について確認してください。
 - ・麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
 - ・麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。
 - ・麻薬の容器には証紙による封かんがなされているか。
- 4 麻薬譲渡証は、交付を受けた日から2年間保存してください。

【問い合わせ先】

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県健康福祉部薬務課
麻薬・薬事監視グループ
電話 087-832-3300

(別紙)

麻薬譲受証 記載時の留意事項 【麻薬診療施設・麻薬研究施設】

病院・診療所における麻薬管理マニュアル（平成23年4月・厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）を参考に、留意事項をまとめています。麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者・麻薬研修施設の設置者の責任において作成してください。

別記第16号様式（第十二条関係）

麻 薬 譲 受 証					① 年 月 日	
譲受人の免許証の番号	第	号	譲受人の免許の種類			
譲受人の氏名（法人にあつては、名称）	③				Ⓜ	
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第	号	氏 名	④ Ⓜ	
	⑥ 麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所					
所在地	⑤					
名称						
品 名	容 量	箇 数	数 量	備 考		

- ① 実際に譲受証を交付した日を記載すること。
- ② 記載不要
- ③ 譲受人が、国、地方公共団体、その他公的病院等の場合は、麻薬診療施設・麻薬研究施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印すること。
- ④ 当該施設に従事する麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあつては麻薬施用者）又は麻薬研究者の免許証の番号及び氏名を記載の上、押印すること。
- ⑤ 麻薬診療施設・麻薬研究施設の所在地・名称を記載すること。なお、医療法、獣医療法に基づく許可等と同じ所在地・名称を記載すること。
- ⑥ 下線部については、令和6年12月12日から様式改正（令和6年厚生労働省令第141号）

<参考> 麻薬等関係質疑応答集（平成21年3月・厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

Q72. 麻薬診療施設の開設者が麻薬を購入する際には、あらかじめ麻薬譲受証を麻薬卸売業者に交付するか、または現品と引き換えに麻薬譲受証を交付することとされていますが、麻薬譲受証は現品を受領した後に交付すべきものではないですか。

麻向法では、麻薬譲受証は単なる物の受領証ではなく、法定の注文書でもあります。

すなわち、あらかじめ譲受側は麻薬譲受証を相手方に交付し、または双方で同時に麻薬譲渡証、麻薬譲受証を交換することにより、その都度相手方の資格および取引する麻薬の品名・数量等を確認したうえでなければ麻薬の受け渡しはできません。したがって、麻薬譲受証は現品の受け渡しに先立って、又は現品と引き換えに相手方に交付しなければなりません。

【麻向法32条第1項】